

固定資産税・都市計画税のお知らせ



令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書は4月6日(月)に発送します。ご確認ください。

【固定資産評価額の縦覧】

- 期間 4月1日～30日(平日・執務時間内)
- 場所 課税課固定資産税係(北館2階32番窓口)
- 対象 固定資産税の納税者(代理人可)
- 持ち物 納税通知書・運転免許証等本人確認書類※代理人は委任状

【価格に関する審査の申出】

固定資産課税台帳に新たに登録された価格に不服がある人は、文書により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

- 申し込み 4月1日から納税通知書の交付を受けた後3カ月を経過する日までに文書で下記へ
- 問い合わせ 固定資産評価審査委員会 ☎ 38-2102

【家屋のバリアフリー改修工事をした人へ】

翌年度分の固定資産税が減額される場合があります。

- 対象 65歳以上の人・障がいのある人・要介護認定等を受けている人が居住する家屋で、自己負担額が50万円を超えるバリアフリー改修工事を行った場合※詳しくはホームページをご覧ください
- 減額率 住宅1戸につき床面積(100㎡までの3分の1)
- 申し込み 申告書・その他申請事由を証明する資料を郵送または持参で下記へ
- 問い合わせ 課税課固定資産税係 ☎ 38-2017

子ども家庭総合支援室を4月から開設



子ども家庭支援員が、地域の子どもとその家庭をサポートします。子育てに悩んだときは、一人で抱えこまず、下記へご相談ください。

- 日時 平日・午前9時～午後5時30分
- 問い合わせ 子ども家庭総合支援室(保健福祉センター内) ☎ 31-0643

「精道村のあゆみー郊外住宅地・芦屋の幕開けー」を刊行

平成31年(2019)、芦屋市の前身である精道村は発足から130年を迎えました。これを記念して精道村時代の芦屋を紹介するパンフレットを刊行しました。ぜひご覧ください。

- 配布場所 下記窓口※1人1冊まで
- 配布開始日 4月13日(月)
- 問い合わせ 生涯学習課 ☎ 38-2115



募集

男女共同参画団体協議会 新規登録団体募集



市内で男女共同参画に関する活動をしている団体の新規登録を受け付けます。登録すると、団体交流スペースの無料貸出・会議室の優先予約等の支援が受けられます。

- 登録有効期間 7月1日～令和3年6月30日
- 登録基準
 - ◆男女共同参画社会の実現を目的として活動していること
 - ◆会員数が5人以上(市内在住・在勤者・在学者が6割以上)で、男女を問わず広く門戸を開いていること
 - ◆1年以上の活動実績があり、政治・宗教・営利活動を目的としないこと
- 申し込み 4月1日～5月29日に必要書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)・規則または会則・会員名簿を下記へ持参
- 問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎ 38-2023

教育振興基本計画策定 委員会市民委員募集

- 募集人数 1人
- 任期 5月1日～令和3年3月31日・年5回程度(昼間に1回2時間程度)開催
- 応募資格 市内在住・応募時点で20歳以上の人※3以上の附属機関等の委員に委嘱されている人を除く
- 報酬 規定の委員報酬・交通費
- 申し込み 4月15日(水)〈消印有効〉までに住所・氏名・電話番号・「私が考えるこれからの『教育のまち芦屋』について」がテーマの作文(800字・形式自由)を郵送・ファクス・Eメール(☎info@city.ashiyalg.jp)または持参で教育委員会管理課へ

- 問い合わせ 管理課 ☎ 38-2085/ ☎ 38-2166 (〒659-8501 住所不要)

都市計画審議会 市民委員募集

- 募集人数 1人
- 任期 6月1日～令和4年5月31日年4回程度(平日昼間に1回2時間程度)開催
- 応募資格 市内在住・任期開始時点で20歳以上の人※現在3以上の附属機関等の委員に委嘱されている人を除く
- 報酬 規定の委員報酬・交通費
- 申し込み 4月22日(水)〈必着〉までに住所・氏名・電話番号・「芦屋市の都市計画について」がテーマの小論文(800字・形式自由)を郵送・ファクス・Eメール(☎info@city.ashiyalg.jp)・持参・応募フォームで下記へ
- 問い合わせ 都市計画課 ☎ 38-2073 ☎ 38-2164 (〒659-8501 住所不要)

市民提案型事業 補助金の事業募集



地域課題の解決に向けて取り組む提案型事業へ経費の一部を補助します。

- 助成内容 一事業につき、補助対象経費の3分の2まで(上限10万円)※別枠あり
- 対象団体 主に市内で活動する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの
 - ◆特定の政党・宗教・宗派・教団等に係る活動を行わない
 - ◆継続的に活動する5人以上の団体で、3分の2以上が市内在住・在勤・在学している
 - ◆芦屋市暴力団排除条例に抵触しない
- 申し込み 5月1日～29日に必要書類を持参または郵送で下記へ。※選考により決定
- 問い合わせ 市民参画課 ☎ 38-2007 (〒659-8501 住所不要)